

○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令  
 新旧対照条文

◎ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（算定政令第五条第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める算定方法）</p> <p>第七条 算定政令第五条第一項第一号ロに規定する指定組合特定被保険者（同号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）である者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、指定組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>一〇四（略）</p>	<p>（算定政令第五条第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める算定方法）</p> <p>第七条 算定政令第五条第一項第一号ロに規定する指定組合特定被保険者（同号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）である者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、指定組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額とする。</p> <p>一〇四（略）</p>

並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）の算定について準用する。この場合において、前条中「指定組合特定被保険者」とあるのは、「組合特定被保険者」と読み替えるものとする。

#### 附則

（指定組合調整対象被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第四条の二 算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロに規定する法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世界帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの（以下この条において「指定組合調整対象被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者のうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数を前々年度における当該組合の前期高齢者である加入者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 指定組合調整対象被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者の数を前々年度における当該組合の被保険者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）について準用する。この場合において、前条中「指定組合特定被保険者」とあるのは「組合特定被保険者」と、「同号イ」とあるのは「同条第一項第一号イ」と読み替えるものとする。

#### 附則

（新設）

(指定組合調整対象特定被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

(新設)

第四条の三 前条の規定は、算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの（以下「指定組合調整対象特定被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額の算定について準用する。この場合において、前条中「指定組合調整対象被保険者」とあるのは、「指定組合調整対象特定被保険者」とする。

(新設)

(算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する厚生労働省令で定める割合)

第四条の四 算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する割合は、次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

組合別財政力指数	割合
○・四二八以下であるとき	千分の百六十四
○・四二八を超え○・五九六以下であるとき	千分の百四十

○・五九六を超え○・七三二以下であるとき	千分の百
○・七三二を超え○・九三五以下であるとき	千分の七十
○・九三五を超え一・〇三七以下であるとき	千分の三十

(指定組合特定被保険者を除く経過的组合員及び経過の世帯員に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

2 (略)

第十一条 第七条の規定は、算定政令附則第二十三条第一項に規定する経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、算定政令附則第二十三条第一項に規定する経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）の算定について準用する。この場合において、第七条中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「算定政令附則第二十三条第一項に規定する経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び附則第十条第一項に規定する経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）」とする。

(指定組合特定被保険者を除く経過的组合員及び経過の世帯員に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

2 (略)

第十一条 第七条の規定は、算定政令附則第二十三条第一項に規定する経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、算定政令附則第二十三条第一項に規定する経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）の算定について準用する。この場合において、第七条中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「算定政令附則第二十三条第一項に規定する経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び附則第十条第一項に規定する経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）」とする。